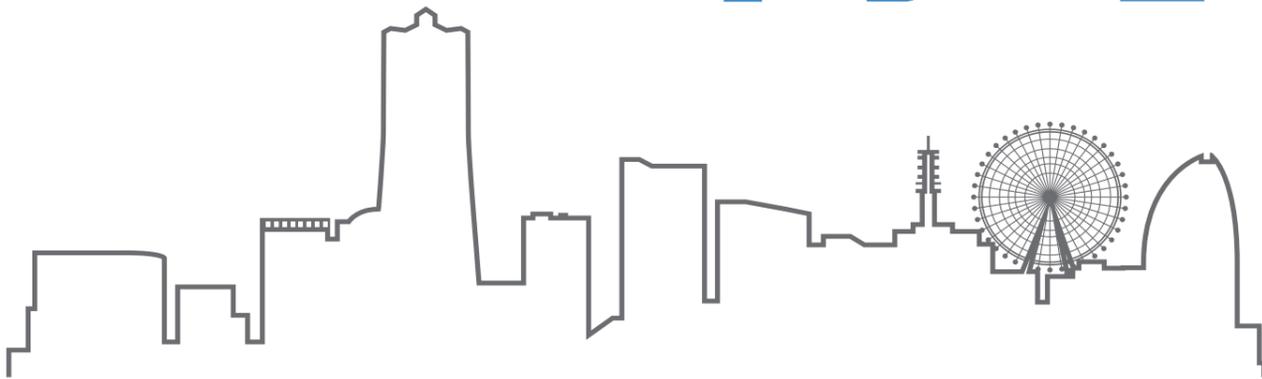


- 横浜市の緊急支援施策 医療施策・教育施策・家計支援・経済施策 / 各助成金・支援金・給付金・融資
- 個人向け生活支援施策 給付金 / 支援金 / 助成金 / 個人向け緊急融資 / 税金・納税 / 教育・学生支援
- 法人・事業主向け支援施策 休業協力金 / 雇用調整助成金 / 補助金・給付金 / 持続化給付金・補助金
資金繰りセーフティネット保証・無担保融資・マル経融資金利引き下げ

2020年5月特別号 発行:自由民主党横浜市議員団・無所属の会
横浜市中区港町1-1 市庁舎内 TEL.045-671-3010
本年5月25日より横浜市中区本町6-50-10へ移転

諦めない! 折れない! 「ともに闘う」



Yokohama

横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター
045-550-5530

横浜市 新型コロナ 検索



神奈川県新型コロナウイルス感染症コールセンター
045-285-0536

神奈川 コロナ 総合情報 検索



厚生労働省フリーダイヤル
0120-565653

厚生省 コロナ 検索



感染リスクと闘いながらも、私たちの生活と日常を支えてくれている
方々の勇気と努力に、敬意と感謝をこめて「ありがとう」ございます。

また、感染防止のため営業や活動を自粛している事業主・経営者のご協力に感謝し心より敬意を表します。

横浜市では緊急に新型コロナ感染症対策として 5,743億円規模の補正予算を決定しました。

よこはま自民党は、3月5日の初回提言を皮切りに今回の補正予算案が発表されるまでの間、合計6回にわたる緊急要請を横浜市に対して行うとともに、4月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げました。さらに、市内各区選出議員が総動員で、市民の声を、地域の声を、様々な企業や団体の皆様の声を、しっかりと受け止め、それを市に県に国に届ける活動を続けてきました。本日までに届けられたご意見・ご要望の数は合計300項目を超えます。4月23日、これを取りまとめたものの第一弾として、合計19項目からなる補正予算案に対する緊急要望を行いました。

■ 医療施策

- 重症・中等症患者に **500床** / 軽症・無症状者に旧市民病院 **200床**
- 患者を受け入れる医療機関への **施設整備助成と支援金交付**
- PCR検査の強化・横浜市医師会の協力により市内 **10カ所程度での簡易検体採取**の実施
・衛生研究所の体制強化・検体の民間検査機関への委託拡大

■ 教育施策

- 市内小・中学校等の児童生徒に対しタブレット型PC「**1人1台整備**」の4カ年整備予定を今年度中に前倒し実施

■ 家計支援

- 市民 **1人当たり一律10万円給付金**の給付(国からの特別定額給付金)
- 児童手当受給世帯に **児童1人あたり1万円の給付金**を支給

■ 経済施策

- 中小企業への **無利子・無担保貸し出しの横浜型融資メニュー**の実施
- 商店街等に加盟店舗数 × **10万円**、スタートアップ企業・小規模事業者 **10万円の一時交付金**

保存版・総合支援策一覧はウラ面へ

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策まとめ

2020年5月8日時点 ※助成金や給付金の情報は、日々更新・追加されます。各お問合せ先に詳細をご確認くださいようお願いいたします。

個人が申請

給付 (うけとる)	すべての国民を支援するために	特別定額給付金	一律1人10万円を給付	総務省コールセンター 0120-260020 (受付時間 9:00 ~ 18:30 / 全日)	
	離職・減収で住居を失ったまたは失うおそれがある	住居確保給付金 (対象拡大)	家賃実費支給(世帯人数や月収により上限あり) 支給期間:原則3か月 ※申請時のハローワークへの求職申込が不要(4月30日~)	中区役所 生活支援課 045-224-8144	
	子育て世帯への支援	児童手当受給世帯への臨時特別給付金 (申請不要)	給付額:児童1人につき1万円 給付方法:児童手当に上乗せして給付	横浜市 子ども青少年子ども家庭課 (手当給付係) 045-671-3622 (受付時間 9:00 ~ 17:00 / 土日祝日を除く)	
貸付 (かりる)	休業・減収で緊急に生活費が必要	緊急小口資金 (特例貸付)	貸付上限:10万円(特例の場合20万円) 返済据置:1年 償還期間:2年以内	厚生労働省 個人向け緊急小口資金 総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999 (受付時間 9:00 ~ 21:00 / 全日)	
	失業・減収で日常生活が維持できない	総合支援資金 (特例貸付)	貸付上限:複数世帯 月20万円、単身世帯 月15万円 貸付期間:原則3か月以内 返済据置:1年 償還期間:10年以内		
相談	学費等支援が必要になった学生	授業料・入学金の免除・減額等		日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 (受付時間 9:00 ~ 20:00 / 土日祝日を除く)	
	住宅ローンが支払えない	金融庁は3月6日、銀行等に対し返済猶予などに迅速・柔軟な対応をするように要請			各取引金融機関または 金融庁相談ダイヤル 0120-156-811 (受付時間 10:00 ~ 17:00 / 土日祝日を除く)
	市民税・固定資産税 国民健康保険や 介護保険料が支払えない	各役所にて新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難になった方のご相談を受け付けております。また、徴収猶予の「特例制度」(案)〈無担保・延滞なし〉を出しております。国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、後期高齢者医療保険料、保育所利用料などについては、支払猶予に加え減免になる場合がございます。各区役所にてご相談を受け付けております。			中区役所 税務課収納担当 045-224-8231 中区役所 保険年金課保険係 045-224-8319
	傷病手当金の支給	国民健康保険の加入者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合に支給されます。			中区役所 保険年金課保険係 045-224-8319

法人・事業主が申請

給付 (うけとる)	コロナの影響で売上が半減した	持続化給付金	前年同月比50%以上売上減の方 給付額:法人200万円以内、個人事業100万円以内 ※ただし売上の減少分を超えないものとする	経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 (受付時間 9:00 ~ 17:00 / 全日)
	従業員を一時的に休業させたい	雇用調整助成金 (コロナ特例)	助成額:労働者1人1日につき8,330円上限 助成率:大企業4/5・中小企業9/10 ※解雇等を行う場合は、大企業2/3・中小企業4/5 緊急対応期間:2020年4月1日~6月30日まで	厚生労働省 学校等休業助成金・支援金 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 (受付時間 9:00 ~ 21:00 / 全日)
	子どもがいる従業員のために	小学校休業等対応助成金 (休暇取得支援)	臨時休校等で労働者が有給休暇取得の場合 労働者1人1日につき8,330円を上限に 賃金相当額を助成	神奈川県 新型コロナウイルス 感染症専用ダイヤル 045-285-0536 または050-1744-5875 (受付時間 9:00 ~ 21:00 / 土日祝日を除く)
	子どもがいるフリーランスのために	小学校休業等対応支援金 (フリーランス向け)	令和2年2月27日~6月30日までの間において 就業できなかった日について1日につき4,100円(定額) を助成。(申請期限9月30日まで)	
	県の休業等の要請を受けて、要請期間中に休業または営業時間の短縮を行った	神奈川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	給付額:最大30万円(1事業者あたり) 申請期限:2020年6月1日まで	横浜市経済局商業振興課 045-671-3488 (受付時間 9:00 ~ 17:00 / 土日祝日を除く)
	商店街の現状にあったコロナ対策をしたい	商店街等活動支援	衛生用品等の購入・テイクアウト及びデリバリー事業等に 10万円×加盟店舗数の一時金を商店街等に交付 受付:5月~ / 交付開始時期:6月より順次開始	
	小規模事業者のために	小規模事業者等支援	「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で500万円以下の融資を受けた企業に10万円交付	横浜市経済局経営・創業支援課 045-671-4236 (受付時間 9:00 ~ 17:00 / 土日祝日を除く)
創業1年未満の企業	スタートアップ支援	IoT・ライフィノベーション分野等のスタートアップ企業のうち 創業1年以内の企業 10万円交付	横浜市経済局新産業創造課 045-671-3487 (受付時間 9:00 ~ 17:00 / 土日祝日を除く)	
貸付 (かりる)	資金繰りのための融資を受けたい	無利子無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	前年又は前々年の同月比5%以上売上減の方 別枠融資限度額6,000万円(事業により異なる) ●据え置き最大5年 ●償還期間:20年以内(設備投資)/15年以内(設備資金)	日本政策金融公庫・事業資金 相談ダイヤル 平日:0120-154-505 土日・祝日:0120-112-476 0120-327-790 (受付時間:9:00 ~ 17:00)
		危機関連保証	100%保証(前年同月比15%以上売上減) ※セーフティネット保証4号・5号との併用可	神奈川県信用保証協会 045-681-7178 横浜市(鶴見区を除く) 044-222-7811 鶴見区 (受付時間 9:00 ~ 17:15 / 平日) 045-681-7174 (受付時間 9:00 ~ 17:00 / 土日祝)
		セーフティネット保証 4号(突発災害)・5号(業況悪化)	4号:100%保証(前年同月比20%以上売上減) 5号:80%保証(前年同月比5%以上売上減)	横浜市信用保証協会 (平日)各地域の支所または企業支援課 045-662-6623 (受付時間 9:00 ~ 17:00 / 平日) (土日祝日/相談窓口045-662-6623)
相談	法人税や消費税などの納税が難しい	収入が減少(前年度同月比20%以上売上減)した事業者は、無担保かつ延滞税なしで納税を1年猶予、固定資産税の軽減措置など		中税務署 045-651-1321